

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの満足度を更に高めることを経営の基本におき、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立を目指しております。そのためにはコーポレート・ガバナンスを整備・拡充することが、経営上の重要な課題のひとつと考えております。

そのために当社は、内部統制システムの整備としてコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置し、それぞれ担当取締役を置いております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程を取締役および使用人に周知徹底させ、法令等を遵守することを確保する体制を整備し、定期的にコンプライアンスプログラムを策定および実施しております。また、リスク管理委員会は、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行っております。更に、グループ全体のリスクの評価および管理の体制を適切に構築し、運用しております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定めた「T&K TOKAコーポレート・ガバナンス基本方針」を制定し、当社のWebサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

http://www.tk-toka.co.jp/corp/csr/corp_governance.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】重要

【補充原則1-2-4】

現在、当社では、招集通知の英訳は行っておりませんが、議決権電子行使プラットフォームについては平成28年の定時株主総会から利用しております。招集通知の英文化は、作成のスケジュールおよび内容の正確性担保に懸念があるため実施しておりませんが、今後の検討課題として認識しております。

【補充原則2-2-1】

当社グループは、行動規範として、「TOKAグループ企業行動憲章」を2011年1月に制定し、全役職員に周知させております。これらのレビューについては、全役職員に行動憲章の主旨を理解しそのとおり実施しているか、具体的な方法等を検証し実施してまいります。

【補充原則3-1-2】

現在、当社では、決算説明会資料、招集通知等の英文化は、作成スケジュールおよび内容の正確性担保に懸念があること、一部の機関投資家、大株主から不要との意見があり、費用対効果を考慮した結果、実施しておりません。今後引き続き検討してまいります。

【補充原則4-1-2】

当社は、中長期経営計画につきましても、激しい経営環境の変化により業績に与える影響が大きく、予測が困難なことから、開示は行っておりません。

株主総会、決算説明会等において、単年度の経営計画と実績の差異の内容について説明しており、その差異分析に基づいて次年度の経営計画を策定し、その内容の説明をしております。

【補充原則4-1-3】

当社は、当社の企業風土、企業理念(T&K)を尊重して経営している者を代表取締役社長として指名しており、代表取締役社長の後継者計画については明確な基準を設けておりません。今後につきましては、当社を取り巻く経営環境や企業風土を踏まえて、後継者計画の策定を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】重要

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先企業との信頼関係を構築し維持することが、製品の共同開発や販売活動その他事業活動を円滑に進めていくために重要であると考えております。そのため、販売活動、資金調達、原材料の安定調達のため必要と判断する取引先企業の株式を保有することがあります。

なお、取締役会において、毎年政策保有株式について、中長期的な保有意義の確認や経済合理性の検証を行うことにより、適正な管理を行います。

また、保有上場株式の議決権の行使については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、並びに投資先の企業価値向上に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、適切に行使していきます。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役が賛合取引および利益相反取引を行う場合は、取締役会での承認を得ることとしております。また、関連当事者間の取引の有無等についてを確認し、有価証券報告書の連結財務諸表注記および株主総会の計算書類個別注記表に、その概要を開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページにおいて、経営理念、中期経営計画、決算説明会資料を掲載しております。

また、経営戦略については、中期経営計画をご参照ください。

(2) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書の「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、報酬諮問委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、取締役会において決定します。取締役の報酬は、株主の長期的利益に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスのとれたものとしております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、報酬諮問委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、取締役会において決定します。取締役の報酬は、株主の長期的利益に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスのとれたものとしております。

社外取締役を含む指名諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審査および勧告を経た上で、取締役会で決定されます。

(5) 取締役会が原則3-1(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役の各候補者についての詳細は、「株主総会招集通知」に略歴および選任の理由を記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社では、取締役会の決議事項として、取締役会規程において、会社法等の法令で決定すべき事項の他、株主総会に関する事項、決算に関する事項、組織人事に関する事項、組織人事に関する事項、会社財産等に関する事項や経営基本計画等経営上の重要な事項を決定することとしております。

経営陣は取締役会で決定された経営の基本方針および経営計画に即した事業遂行を行っております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、既に独立社外取締役を4名選任しております。独立社外取締役は、豊富な経験と幅広い識見を活かし、取締役会における重要な意思決定を行う際に適切な助言を通して、企業価値向上の役割を果たしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および実質】
東京証券取引所が規定する独立役員の実質に加え、「T&K TOKA独立役員選任基準」に基づき独立性を判断します。また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を、独立社外取締役候補者として選定しております。
なお、「T&K TOKA独立役員選任基準」の内容につきましては、当社のWebサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。
http://www.tk-toka.co.jp/corp/csr/corp_governance.html

【補充原則4-11-1】
当社取締役会は、社内取締役5名と独立性の高い社外取締役4名で構成しています。社内取締役は、当社事業内容および経営理念や経営方針を熟知しているもので営業、生産、技術、管理各部門の精通者を選任しております。社外取締役は、企業経営者、弁護士等から経験、知識、専門性を考慮して2名以上選任することとしています。
また、取締役人事につきましては、透明性、公正性を確保するために、過半数を社外取締役とする取締役会の諮問機関である任意の指名諮問委員会を設置し、取締役候補者の厳格な審査および勧告を経たうえで、取締役会で決定することとしています。

【補充原則4-11-2】
取締役の重要な兼職状況につきましては、当社Webサイトに掲載しております「定時株主総会招集ご通知」の参考書類および事業報告の「会社役員状況」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-3】
当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高める目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を実施しております。自己評価・分析につきましては、外部機関の助言を得ながら以下の方法で行いました。
平成28年12月に取締役会の構成員であるすべての取締役・監査役を対象にアンケートを実施しました。回答方法は外部機関に直接回答することによって匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、平成29年2月の定時取締役会において、分析・議論・評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりです。
アンケートの回答からは、取締役会の開催回数、審議時間、議案の数、内容は適切であり、取締役会において自由闊達な建設的な議論がなされている等、取締役会の運営全般が適切に行われているといった概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性については確保されていると認識いたしております。一方で、経営戦略、経営計画等の策定等成長戦略の議論を深堀することや最高経営者の後継者育成計画の適切な監督を行っていくべきとの意見が出されました。また、社外取締役へのサポート体制の更なる充実等の課題があると認識いたしました。
今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4-14-2】
当社は、取締役に求められる役割、責任を果たすために必要な知識等の習得のあたり、社外セミナーへの参加等の機会を与えとともに、それらにかかる費用については会社が負担することとしております。
社外取締役については、当社事業内容、経営方針の理解を深めるために、就任時に事業内容、財務内容の説明を行っており、更に事業所見学、主要な海外子会社の視察等を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針として、株主との対話を統括するIR担当取締役を指定し、当社事業の特殊性や事業内容を理解していただくため、常に営業本部、技術本部、生産本部とともに適切に情報交換を行い、有機的に連携し、株主、投資家にとって有意義な情報を提供するように努めております。また、代表取締役社長による会社説明会や工場見学会等を実施し、直接、株主、投資家からの意見、要望を受けるようにしており、その結果は、随時取締役会等に報告しております。
なお、株主との対話にあたっては、社内規程の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,452,900	5.80
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロープライズド ストック ファンド(常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,425,900	5.69
有限会社カウンビ	1,051,820	4.20
ジェービー モルガン チェース バンク 380884(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,038,900	4.14
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント(常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1,021,600	4.08
T&K TOKA社員持株会	1,016,486	4.06
株式会社みずほ銀行	988,200	3.94
明治安田生命保険相互会社	756,000	3.02
上田 美香子	750,370	2.99
増田 安士	741,680	2.96

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから平成27年12月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)により、平成27年12月11日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当該事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。同社の大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下の通りです。
なお、平成28年1月1日付で、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。以下保有株数等の数は、株式分割の影響を反映した数となります。
氏名又は名称
住所
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー
米国カリフォルニア州90404 サンタモニカ市、クロバークフィールド・ブルヴァード1801、スイート5050N
保有株数等の数(千株)
株数等保有割合(%)
3,061
12.23

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木田 卓寿	弁護士											
大高 健司	他の会社の出身者											
久村 泰弘	他の会社の出身者											
野口 郷司	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木田 卓寿	○	○	——	社外取締役の木田卓寿氏は、弁護士としての専門的な知識・経験が豊富であり、当社の論理に拘わらず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上および監督機能強化に繋がるものと判断し監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定します。
大高 健司	○	○	——	社外取締役の大高健司氏は、長年にわたり会社経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督するとともに、当社の経営全般に助言を行うことによりコーポレート・ガバナンスを強化するため、監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定します。
久村 泰弘	○	○	——	社外取締役の久村泰弘氏は、平成25年6月より当社社外監査役を務めており、金融分野での豊富な経験と見識より当社の監査を行っております。当社の監督、コーポレート・ガバナンスの強化、経営の透明性、健全性の確保における十分な実績を鑑み、取締役会の監督機能を強化するため、監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定します。
				社外取締役の野口郷司氏は、長年金融分野

野口 郷司	○	○	—	に携わり、金融人、経営者として豊富な知識と経験を有しており、当社の経営の監督機能ならびに意思決定機能の強化に繋がるものと判断し、監査等委員である社外取締役を選任しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定します。
-------	---	---	---	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、内部監査室に所属する業務の使用人を1名配置しております。なお、当該使用人の独立性を確保するため、任命・評価・異動・懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとしております。また、当該使用人は、監査等委員会の指揮命令のみに服し、取締役(監査等委員である取締役を除く)等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査の状況については、内部監査室を設置し、人員は室長1名および同室員1名で構成されており、内部監査規程に則って内部監査を計画的に実施しております。同様に、内部統制についても各委員会と緊密な連携を保ち、内部監査を計画的に実施しております。
監査等委員会と内部監査室は、定例連絡会を毎月開催して、内部監査室の監査計画や監査結果、内部統制運営評価状況等の報告を受け、意見交換を行って、意思疎通と情報交換を行っております。
また、監査等委員会および内部監査室と会計監査人の連携につきましては、緊密な連携を保ちつつ、監査等委員会は監査結果の報告を受けるだけでなく、期中においても必要な情報交換や意見交換を行い、内部監査室は内部監査の年間計画、監査手続き、監査結果の利用等について協議を行い、適時必要な情報交換や意見交換を行っております。
なお、監査等委員の久村泰弘氏は、金融機関の資産運用部門に長く在籍していたことから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
会計監査は新日本有限責任監査法人に依頼しており、定期的な監査の他、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めております。公認会計士監査については、指定有限責任社員の北川卓哉氏、實野裕昭氏の他、公認会計士、その他を含め合計28名の監査従事者によって、公正不偏な立場で実施されております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

経営の透明性・客観性をより高めるため、社外取締役を主たる委員とする指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。
指名諮問委員会は、取締役の選任および解任に関する株主総会の議案の内容について、当該議案の確定前に検討し、取締役会に勧告することとしております。報酬諮問委員会は、取締役の報酬等に関する方針(業績連動型報酬についてのリンク対象となる業績等の指標の選定および株式関連報酬の付与基準等を含む。)および個人別の報酬等の内容について検討し、取締役会に勧告することとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(監査等委員であるものを除く。)に対して譲渡制限付株式報酬を導入しております。当該譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象となる取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、報酬枠(年額750万円以内)の範囲内において、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給いたします。各取締役への具体的な支給時期および配分については、報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して、取締役会において決定することといたします。

また当社は、平成25年6月21日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、取締役退職慰労金制度を廃止することに伴い、ストックオプション制度を導入することいたしました。

当社の取締役に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価格を1円とするストックオプションを割り当てることとしております。新株予約権の目的である株式は、当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は200株としております。新株予約権の総数300個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限としております。新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
該当項目に関する補足説明	

当社の取締役に対し、その報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的としてストックオプション制度を導入することいたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

当社は、有価証券報告書で全取締役(社外取締役を除く)の総額を開示しております。なお、当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は、取締役(社外取締役をの除く)に支払った報酬1億55百万円、監査役(社外監査役を除く)に支払った報酬17百万円、社外役員に支払った報酬24百万円、合計で1億96百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、報酬諮問委員会が公平かつ透明性をもって審議を行い、取締役会において決定します。取締役の報酬は、株主の長期的利益に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとしております。

役員賞与につきましては、対象の年度の営業成績により支給することとなっております。また、取締役(社外取締役除く)に対する取締役退職慰労金制度は、平成25年6月21日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する専従のスタッフは配置しておりませんが、必要に応じて経営企画部が対応しております。なお、取締役会等重要会議の開催に際しては、事前に資料を配布し、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会
取締役会は、業務執行取締役5名および監査等委員である取締役4名の合計9名により構成され、経営の透明性、公平性を高めるために、そのうち4名を社外取締役としております。原則として毎月1回開催し、代表取締役社長が議長を務め、業務執行に関する重要事項を審議し、議決いたします。また、当社は、コーポレート・ガバナンスの柱である取締役の指名・報酬の決定についての透明性・客観性をより高めるために、取締役会の下に社外取締役を主たる委員とする指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置し、社外取締役が関与する体制を構築しております。更に取締役会が所管取締役不在部門の責任者から毎月の実績報告および重要事項の報告を受け、会社運営上の問題を解決するための経営会議として、部門連絡会議があります。
2. 経営会議(部門連絡会議)
経営会議(部門連絡会議)は、経営の基本政策および経営方針に係る事項の審議並びに各部門の重要な執行案件について審議いたします。経営会議(部門連絡会議)に付議された議案のうち、必要なものは取締役会に送付され、その審議を受けております。
3. 監査等委員会
監査等委員会は社外取締役4名の監査等委員によって構成されており、監査等委員会規程に基づき、原則として毎月1回開催し、重要事項について報告し、協議、決議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現状の体制を採用している理由は、社外取締役が客観的・中立的な視点から当社の経営を監視するとともに、監査等委員会が内部監査部門である内部監査室と連携することによって業務の適正性を確保していると考えているためです。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの柱である取締役の指名・報酬の決定についての透明性・客観性をより高めるために、取締役会の下に社外取締役を主たる委員とする指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置し、社外取締役が関与する体制を構築しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	国内外の機関投資家の議決権行使環境の向上のため、第74回定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算時および本決算時に、機関投資家・アナリスト向けに「決算説明会」を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、プレスリリースを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部	
その他	不定期ではありますが、個人投資家向けに説明会を開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社Webサイトにて、TOKAグループ企業行動憲章を開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2002年にISO14000の認証を取得、翌年から毎年、環境報告書を発行、環境保全活動、CSR活動の一助としております。また、2010年埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき地球温暖化対策計画を提出、実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	TOKAグループ企業行動憲章にて、「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を適切かつ公正に開示する。」旨を規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンスポリシー（企業行動憲章）を定め、それを全ての取締役および使用人に周知徹底します。

(2) 当社は、コンプライアンス担当取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、当委員会がコンプライアンス基本規程を取締役および使用人に周知徹底させ、法令等を遵守することを確保する体制を整備します。また、定期的にコンプライアンスプログラムを策定し、それを実施します。

(3) 当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 当社は、文書管理規程の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行うとともに、必要に応じて、規程の見直し等を行います。

(2) 取締役または内部監査室が情報を求めたときは、担当部署は、速やかにその情報を提供します。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行います。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告します。

(2) 当社は、リスク管理担当取締役を責任者とするリスク管理委員会を設置し、当委員会がリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況等を監督します。

(2) 取締役会の決定に基づく業務の執行は、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、各々の責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定めます。

(3) 業務の運営については、毎期年頭に部門毎に業績目標を含む数値目標の設定を行い、四半期毎に目標達成度をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保します。

5. 当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループコンプライアンスポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。

(2) 社内規程「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ会社を管理・指導する組織を設置し、毎月、各当社グループ会社から実績報告書を受領するとともに、当社グループ会社間の相互理解と協調を図る観点からグループ会議を実施します。

(3) 当社グループ会社の事業特性に応じ、品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益・大規模災害等の主なリスクに対応するための社内規程を当社グループ会社が整備することを推進し、当社グループ会社におけるリスクマネジメント体制を構築します。

(4) 当社の内部監査部門は、「関係会社管理規程」等に基づき、当社および当社グループ会社の監査を行い、報告します。また、内部統制部門による財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価などにより、業務の適正を検証します。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人（監査等委員会スタッフ）を置くことを求めた場合、必要なスタッフを配置します。

(2) 監査等委員会は、監査等委員会スタッフに対し、監査業務に必要な事項を命令することができます。

(3) 内部監査室は監査等委員会との協議により監査等委員会の要望事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告します。

7. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

(1) 監査等委員会スタッフの任命、評価、異動、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとします。また、監査等委員会スタッフは監査等委員会の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く）等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとします。

(2) 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた内部監査室職員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）、内部監査室長等の指揮命令を受けません。

8. 当社および当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生する恐れがあるとき、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告します。

(2) 当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等は、前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができます。

(3) 当社の監査等委員会がその職務の執行に必要なものとして報告を求めた事項については、当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）または当該部署が速やかに監査等委員会に報告します。また、監査等委員会は、監査に必要な各種重要会議に出席し、また稟議書等の重要な情報の閲覧を行うこととします。

(4) 当社の監査等委員会への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社グループ会社において徹底します。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人の監査等委員会に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めます。

(2) 当社は、監査等委員会と代表取締役社長、業務執行取締役、重要な使用人、会計監査人との不定期な意見交換会を開催すること、また、内部監査室との緊密な連携を行うことにより、監査等委員会監査の実効性が高まるように努めます。

(3) 当社は、監査等委員が監査等委員会の職務執行によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに支払います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「TOKAグループ企業行動憲章」に基づき、反社会的勢力および団体とは決して関わりをもたず、また、これから圧力を受けた場合は毅然とした対応をとることを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力等への対応に関する統括部署を総務部として、関係行政機関等との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集等に努め、また、反社会的勢力排除に向けた社内啓発活動を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

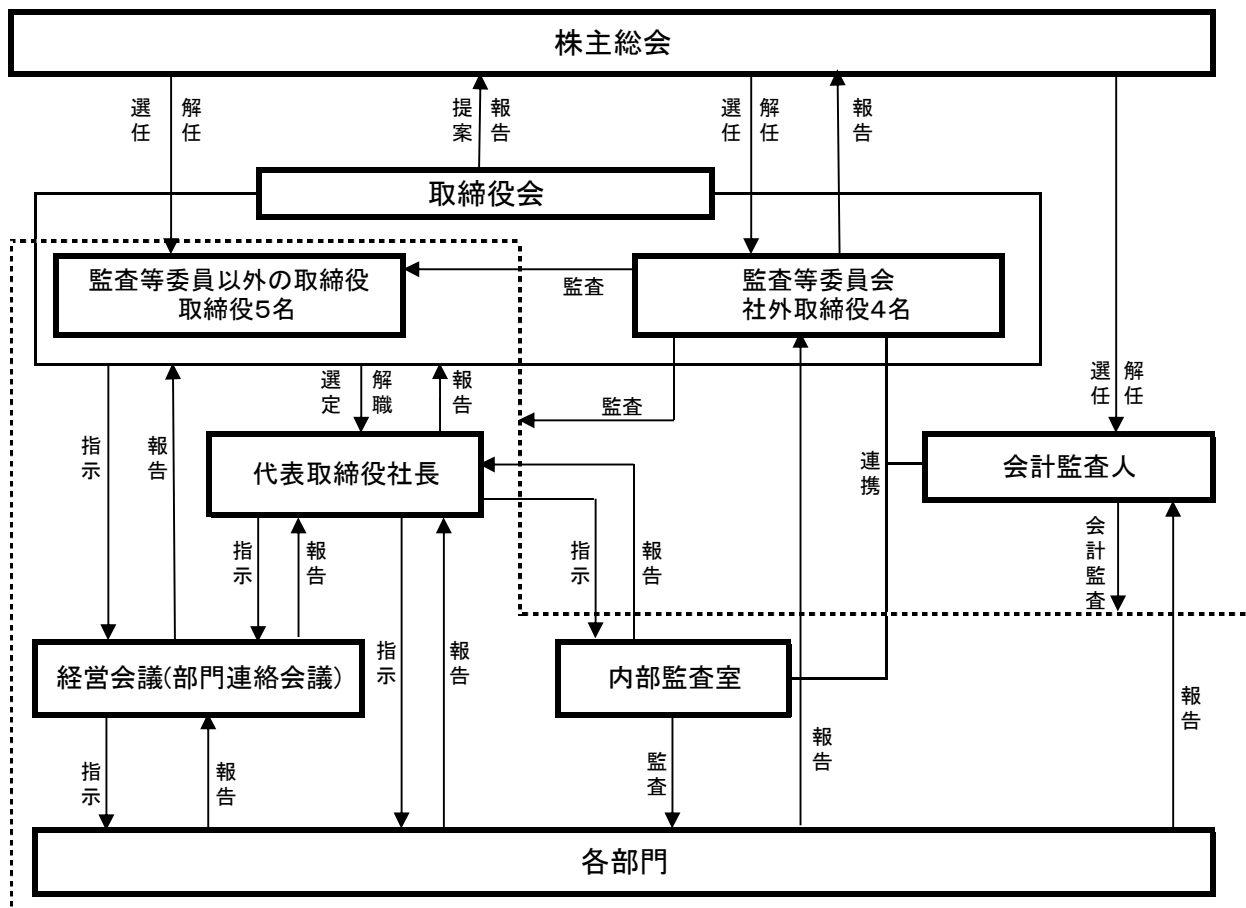
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示につきましては、金融商品取引法の関係法令および証券取引所規則に則り、迅速かつ信頼のおける会社情報を投資家、株主、証券アナリストなどの証券市場参加者に開示し、すべての市場参加者が平等に当社の開示情報を入手できるように努めております。また、開示義務の必要性のない情報につきましても、証券市場参加者にとって有用であると判断される情報につきましては、積極的かつ公平に開示していくことしております。

当社の社内体制につきましては、会社情報担当取締役は常務取締役管理本部本部長がその任に当たっております。適時情報開示の対象となる重要情報につきましては、常務取締役管理本部本部長に集約されており、当該情報について入手後、開示情報を必要とする重要な情報については社長の決済を受けます。

この決議を受けた情報につきましては、取締役会に報告の上、開示されることになります。重要事項の開示につきましては、上場企業として当然の責務と考えておりますので、手続き上可能な限り迅速にディスクローズできる体制を整備しつつ、決算発表日につきましても、財務部門の人材を強化し、積極的に早期化に取り組んでおります。

IR活動につきましては、証券市場における正当な評価を得ることの重要性に鑑み、常務取締役管理本部本部長が率先して取り組んでおり、決算発表後の決算説明会の開催、証券アナリストの取材、工場見学会の開催などにより、当社の情報を継続的に伝えるために積極的に取り組んでおります。



【参考資料：適時開示体制】

